

# インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内

インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害にあわれた場合

解決策について相談したい

悩みや不安を聞いてほしい

## まもろうよ ところ【厚生労働省】

●お悩みや年代によって選べる電話相談窓口やSNS等による相談方法があります。



## 市民無料相談（人権相談）【市まちづくり支援課】

●対象：どなたでも ●方法：面接 ●場所：市役所市民相談室  
●日時：第2・4金曜日の13時～15時（予約不要） ●☎：51-6777



## メンタルヘルス科医師によるところの相談【市健康増進課】

●対象：どなたでも ●方法：面接 ●場所：市保健センター  
●日時：月1回 月初めの水曜日（祝日除く）の14時～15時（要予約） ●☎：51-6791



## 保健師によるところの相談【市健康増進課】

●対象：どなたでも ●方法：面接・電話・訪問 ●場所：市保健センター  
●日時：平日8時30分～17時15分 ●☎：51-6791、51-6792

## 子どものところの相談【市健康増進課】

●対象：市内の小中学生～高校生と保護者 ●方法：面接 ●場所：市保健センター  
●日時：第3又は第4木曜日（月1回）の14時～15時（要予約） ●☎：51-6792



## 十和田市相談室『トワハート』【市教育委員会指導課】

●対象：市内の小・中学生と保護者 ●方法：面接・電話・メール ●場所：市教育相談室  
●日時：（面接・電話）平日8時30分～17時 ●☎：24-2400（市教育研修センター内）  
（メール）9時30分～16時30分（それ以降は翌日対応） ●✉：wakakoma@city-towada-school.jp



※SNS等による新型コロナウイルス感染症差別でお困りの方は、青森県の相談窓口（☎：017-777-4545）まで

・解決策がわからない  
・書き込みを削除したい

・書き込んだ人に賠償等を求めたい

・身の危険を感じる  
・犯人を処罰してほしい

## 市民無料相談（法律相談）【市まちづくり支援課】

●対象：どなたでも  
●日時：第4水曜日の13時～16時  
（要予約：1週間前の9時から受付） ●定員：7名  
●☎：51-6777

## 直接弁護士に依頼

青森県弁護士会のHPをご確認ください。



## 十和田警察署

☎：23-3195（代表）

## サイバー犯罪対策室【青森県警】

☎：017-723-4211（代表）



・まずアドバイスが欲しい  
・自分で迅速に削除依頼したい

・自分で削除依頼できない  
・自分の代わりに削除依頼してほしい

## 違法・有害情報相談センター

【総務省】

- ・相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。
  - ・インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が対応。
  - ・インターネットで相談の受付や相談のやりとりを行います。
- ※削除要請ではなく、アドバイスを行う相談窓口です。



## 人権相談

【法務省】

- ・相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請を行います。
  - ・削除要請は、専門的知見を有する法務局が違法性を判断したうえで行います。
  - ・全国の法務局における面談のほか、電話やインターネットでも相談を行います。
- ※違法性の判断に時間を要する場合があります。
- ☎：0570-003-110  
（平日8時30分～17時15分）



## 誹謗中傷ホットライン

【（一社）セーフティーインターネット協会】

- ・インターネット上の誹謗中傷について、連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したもののについては、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。
  - ・インターネットで連絡を受付し、やりとりはメールで行います。
- ※プロバイダへの連絡を行わない場合もあります。
- ※協会は、インターネット企業有志によって運営しています。

